

2019年4月23日

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案  
趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属フォーラム 初鹿明博

立憲民主党の初鹿明博です。

ただいま議題となりました「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」について立憲民主党・無所属フォーラムを代表して質問いたします。

(衆院補欠選挙の結果について)

日曜日に行われた衆議院補欠選挙において、自民党公認候補が大阪12区、沖縄3区双方とも敗北しました。

総理、副総理の地元だから忖度して予算をつけたという驚くべき発言をした塚田国土交通副大臣の辞任、度重なる失言で大臣の資質が疑われながら安倍総理が守り続けた桜田オリパラ大臣の遅きに失した辞任と安倍政権の綻びが始まり、隠蔽、改ざん、虚偽答弁、忖度、暴言失言という安倍政権の体質に対して有権者がNOを突きつけたのです。

とりわけ、沖縄においては、軟弱地盤が明らかになり、工期も総工費も決まらない中、県民投票の結果を無視し、工事を強行している姿勢は県民に寄り添うどころか、沖縄にこれ以上基地はいらないという沖縄の民意を踏みにじる行為に他ならず、沖縄県民の安倍政権に対する怒りが頂点に達した結果ではないでしょうか。

政府は今回の選挙結果を真摯に受け止め、辺野古工事を即時中止すべきです。

また、与党は、この選挙結果を受け、忖度道路や消費増税の延期などについて安倍総理出席の下で審議するため、野党が要求している予算委員会を早期に開催すべきです。

(障がい者雇用水増し問題 検証委員会報告書について)

では、質問に入ります。

今回の法改正は、昨年8月に発覚した中央省庁の障がい者雇用の対象者を水増しして、雇用率を達成していたかのように誤魔化していた、いわゆる、障がい者雇用水増し問題に端を発し、再発防止の徹底、障がい者雇用率の速やかな達成、そして、中小企業における障がい者雇用の取り組み等を進めるためのものであります。

それ故に、まずは、障がい者雇用水増し問題について触れない訳には参りません。

ご承知の通り、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。

国の機関や地方自治体などの公的機関は、民間の事業主に対し障がい者雇用を進めるよう

促す立場であり、率先して障がい者を雇用する責任があるので、民間の 2.2%よりも高い 2.5%の法定雇用率となっています。

その民間よりも責任が重く、率先して障がい者を雇用する立場の中央省庁で障がい者の数を水増し計上し、法定雇用率を達成しているように誤魔化していたのですから、関係者の衝撃は大きなものがありました。

不足分は 3800 人を超え、実際の雇用率は満たすべき法定雇用率 2.3%の半分 1.17%であったことが判明したのです。

この水増しは 42 年に渡り各省庁で行われ、この事実を把握出来ずに続いていたことは、行政の監視機能である国会がその役割を果たせていなかったものであり、また、多くの政党が与党を経験したことを考えると、与野党問わず、我々も大いに反省すべきだと考えます。

では、現在政権を担っている安倍政権がこの問題に真摯に向き合っているかという疑問を持たざるを得ません。統計不正はじめ他の問題同様に、事態を過小評価し、実態解明に余りにも不熱心です。

その象徴は、実態解明の為に立ち上がった検証委員会がまとめた報告書です。

不適切計上が長年に亘って継続的に行われてきたことは認めながらも、「不適切計上のあった国の行政機関のいずれにおいても、意図的に不適切な対応を行った例は把握していない」と結論付けているのです。

与党の皆さん、この報告書全文お読みになりましたか。

多くの方が、お読みになっていないと思いますので、どこがおかしいか具体的に指摘します。報告書によると国土交通省は死亡退職者 3 名を含む在職してない職員 81 名を計上していました。

国交省では退職者の管理も把握も出来ていないのでしょうか。

退職者を計上したのは、単に雇用率を満たすために数合わせする意図があったからではないですか。これを意図的というわけではありませんか。

農林水産省では「人事担当者の周囲にいる者のうち、眼鏡、しぐさ等から視力が悪そうな者から、裸眼視力を聴取し、計上していた」とあります。数が足りないから穴を埋める為に裸眼視力が 0.1 以下の人がないか聞いて回ったんですね。これを意図的ではないと言うのですか？

そもそも、眼鏡やしぐさで視力が悪そうだからと障がい者になるのであれば、この議場の多くの皆さんも障害者になってしまいます。

最も驚いたのは、外務省です。「精神障がい者について、仕事に来られなくなっている人、仕事に来ているけれども仕事になっていない人を計上していた」と記載がありました。

外務大臣に伺います。外務省には「仕事に来ているけれど仕事になっていない人」がいるのですか。誰の判断で仕事になっていないと認定するのですか。障がい者として計上することを本人には告げていなかったようですが、明らかに不適切です。

わざわざ障害者に仕立て上げた、どう考えても雇用率の算定に加える対象でないと分かる

はずですが、これでも意図的ではないというのですか。お答えください。 ①(外務大臣)

この報告書については、障がい者団体から、「今般の不適切な行為の原因として、厚生労働省の障がい者雇用の実態に対する関心の低さ、対象障がい者の計上方法についての正しい理解の欠如、法の理念に対する意識の低さが挙げられているが、なぜ、障がい者雇用の実態に関心が薄かったのか、省庁横断的に法律違反が行われ、しかも長期にわたって放置されてきたのかは解明されていない。」と指摘され、再調査するよう求められています

厚生労働大臣は、この報告書の結論通り、意図的でなかったと考えているのですか、この問題で誰ひとり処分されていませんが誰も責任取らないのですか、加えて、障害者団体からも求められている通り、統計不正問題のように再調査する必要があると考えますが見解を伺います。 ②(厚生労働大臣)

(納付金について)

民間事業主は法定雇用率を達成していないと未達成の障がい者ひとり当たり月5万円の納付金の支払い義務があります。

一方、中央省庁はじめ公的機関は雇用率を達成出来なくても、「国民から集めた税金から支払うことになり、国の納付義務を国民に転嫁する結果となり、好ましくない。」との理由で、納付金の支払い義務はありません。

雇用率未達成だと納付金の支払い義務のある民間とのバランスを取るため、法定雇用率未達の各省庁について、次年度から庁費を削減することですが、庁費も原資は税金であり、民間企業と違い、各省の職員の努力で稼いでいるものではありません。その点では庁費を減らされたところで、民間企業が感じる痛みを省庁の職員が感じることはありません。

また、一旦、減額された庁費でやり繰りが出来てしまえば、次年度以降はその額で足りてしまい、積極的に障がい者を雇用して減額された庁費を取り戻そうとはならないとも感じます。

そこで、職員も痛みを感じ、積極的に雇用率達成を図ることになるよう、職員の手当等を引き下げるなど、痛みが伴うペナルティを課すべきだと考えますがいかがでしょうか。

③(厚生労働大臣)

また、各省庁において削減された庁費が、民間が収める納付金のように確実に障がい者雇用の促進のために使われるように基金を作る等して、金額と用途が明確になるようにすべきだと考えるがいかでしょうか。 ④(財務大臣)

(障がい者の採用について)

政府は雇用率未達の状態を解消すべく、新たな採用試験を設け、754名に常勤職員としての採用内定を出しました。

水増しの事実が発覚した直後は法定雇用率の未達成状態を早期に解消するために不足分の3800人を急いでかき集めようという動きもありましたが、障がい者団体から、障がい者を受け入れる体制が出来ていない中で数だけ増やしても雇われた障がい者が不幸になる、そもそも、民間でも採用したい障がい者は取り合いになっていて、そんなに簡単に集まらない、そんな中で強引に3800人の採用を行なったら、民間から引き抜くことになるのではないかという懸念の声がありました。

国に障がい者を引き抜かれた民間の事業主が、雇用率を割ってしまい、納付金を支払わされることになったら余りにも理不尽だと感じます。

雇用していた障がい者が、国の機関に採用されて退職し法定雇用率を割ってしまった民間事業主については一定期間、納付金の支払いを免除する措置を講じる必要があると考えますがいかがでしょうか。

⑤（厚生労働大臣）

（知的障がい者の雇用について）

民間からの引き抜きのような事態が起こってしまうのは、国の採用が身体障がい者に偏っているからです。

先程、述べた通り、知的な遅れのない身体障がい者は引く手あまたです。一方、知的障がい者や精神障がい者の雇用はまだ不十分であります。今回採用された者の障害種別をみると知的障がい者で採用された者は極わずか3人、0.4%に過ぎません。

本来、官の役割は民間で出来ないことを行なうことであり、民間が出来ることは民間に任せ、官は民の補完に徹すべきです。この考えを障がい者雇用に当てはめれば、民間で進んでいる身体障がい者の雇用は民間に任せ、民間では中々進まない知的障がい者、精神障がい者の雇用を公的機関が積極的に担うべきです。

7年前、米国で障がい者雇用についてヒアリングを行った際に、このような実例を伺いました。白衣を着て働きたいというダウン症の女の子の為にある病院が、看護師が行っていた手術前にメスなどの器具を揃える業務を切り出して彼女の業務として採用したところ、看護師の負担が減り、患者と向き合う時間が増え、仕事の効率が上がった。彼女は病院の戦力としてなくてはならない存在となり、このエピソードが全米に広がり、障がい者雇用が進んだとのことでした。

この時、強調されたのは、障がいの特性に応じ、タスク分けして業務を切り出すことで、障がい者も企業の戦力になるということでした。

我が国でも知的障がい者の一般就労が上手くいっている企業の多くは障がい者を戦力として雇用している企業です。

国の機関でも知的障がい者の雇用が進むように業務内容を精査し、知的障がい者が活躍できる業務の切り分けを行なう等の検討が必要だと思いますがいかがですか。

その上で知的障がい者の採用が進む試験の方法、採用方法を新たに作り出す必要があると考えますがいかがでしょうか。

⑥（厚生労働大臣、人事院総裁）

(障害者活躍推進計画について)

本案では、国及び地方公共団体は、障害者活躍推進計画を策定が義務付けられますが、策定された計画の実施状況に対する評価方法が明示されていないことに懸念を感じます。実施状況を具体的にどのように評価するのか、計画未達成の場合にどのように改善させるのかが明確でなければ、計画の実効性が上がりませんが、どのように考えているのでしょうか。また、計画が未達成の省庁に対するペナルティは庁費の削減以外にあるのでしょうか。

⑦ (厚生労働大臣)

(週 20 時間未満の障がい者の雇用と福祉サービスの関係)

民間での障がい者雇用に関する改正点として、週 20 時間未満の障がい者雇用に対する特例給付金制度を設けるとのことで、精神障がい者など短時間の勤務なら働けるといふ方々の雇用の場が広がり、一歩前進だと考えます。

短時間の勤務を試行的に行うことで働く側も雇う側も一緒に働く人も慣れていき、徐々に時間を増やし、いずれは、常勤雇用に繋がっていくことも期待されます。

このような効果を考えると、就労系の障がい福祉サービスの利用者が週の 1、2 日を民間企業の非常勤として働き、残りの 3、4 日を事業所に通うという形が取れると一般就労への移行、移行後の定着が進んでいくのではないかと考えます。しかし、障がい福祉サービスの利用者は「通常の事業所に雇用されることが困難な者」、更に B 型では「雇用契約に基づく就労が困難である者」とされているために原則アルバイトなどと福祉サービスを併用することは認められておりません。

今回、この特例給付金を新設するに当たり、障がい福祉サービスの就労系の事業所の運用を見直して、通常の事業所で働くことと福祉サービスの事業所を併用することを積極的に進めるべきではないでしょうか。見解を伺います。

⑧ (厚生労働大臣)

(免職する場合の公共職業安定所への届け出)

国及び地方公共団体は障がい者である職員を免職する場合に、ハローワークへの届け出が義務付けられます。届け出ることによって、免職となった障害者がハローワークに繋がり、再就職支援を受けられるのは前進だと思います。しかし、公的機関の障がい者は非常勤で雇用されることが多く、契約が更新されなければ、そのまま路頭に迷うこととなります。それも、契約更新が出来るか否かが決まるのが契約満了ぎりぎりの場合が多くあり、失業期間無く次の仕事を見つけることが非常に難しい状態にあります。

国及び地方公共団体側の都合で、非常勤の障がい者の契約更新しなかった場合も、ハローワークへの届け出を義務付ける必要があるのでは無いでしょうか。

⑨ (厚生労働大臣)

(法定雇用率の算定方法、障害者の範囲の見直し)

そもその問題として、現在の法定雇用率の算出の方法、対象となる障がい者の範囲が妥当かどうかを検証する必要があるでしょう。

諸外国の法定雇用率はドイツで5%、フランスは6%、お隣韓国でも今年度から3.1%と、我が国の2.2%は著しく低くなっています。

法定雇用率の対象となる障がい者の範囲は、障がい者手帳の所持といった医学モデルに基づいており、障害者権利条約に基づいて社会モデルとしての観点から見直す必要があると考えます。雇用率算定の基礎となる障がい者で失業している者の数も実態に沿っていないとの指摘もあります。

法定雇用率の設定について、障がい者の範囲の見直しなど、他国の状況を加味して検討を行う必要があると考えますがいかがですか。 ⑩ (厚生労働大臣)

障がい者の問題は健常者の我々にとっても他人ごとではありません。誰しものが病気やけがで障がい者になり得るのです。与野党問わず、障がい者を弱者、少数者の問題と考えるのではなく、自らもなり得る問題として取り組んでいただくようお願いいたします。

立憲民主党は、「立憲主義に基づく民主政治」と「多様性を認め合い、困ったときに寄り添い、お互いさまに支え合う社会」を実現するために結党しました。

この理念のもと、

障がいのある人もない人もお互いさまに支え合いながら暮らしていくことの出来る社会の実現に全力を尽くしていくことをお約束して、立憲民主党無所属フォーラムを代表しての質問を終わります。